

# 認証の詳細

## <ライター>

### － 目 次 －

#### 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

#### 2. この品目はロット認証対象ではありません（本文記載なし）

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 合成樹脂成形設備 (当該製造工程が必要な場合に限る)	1. 適切に成形ができるものを備えていること
2. プレス加工設備 (当該製造工程が必要な場合に限る)	2. 適切にプレス加工ができるものを備えていること。
3. 熱処理設備 (当該製造工程が必要な場合に限る)	3. 適切に熱処理ができるものを備えていること。
4. 燃料注入設備	4. 適切に燃料注入ができるものを備えていること。
5. 組立設備	5. 適切に組立ができるものを備えていること。
6. 炎の調整設備	6. 適切に炎の調整ができるものを備えていること。
7. 溶着加工設備 (当該製造工程が必要な場合に限る)	7. 適切に組立ができるものを備えていること
<p>ただし、合成樹脂成形設備（燃料そ うを除く）、プレス加工設備、熱処 理設備又は溶着加工設備により製造 される部品の製造技術の状況によ り、製造することが適切であると一 般財団法人製品安全協会が認める者 は当該設備の一部若しくは全部を備 えることを要しない。</p>	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 火炎生成操作力及び火炎調整操作力測定設備	1. 荷重試験装置（測定精度が 0.2N 以上で 100N まで測定できるもの）又はこれと同等以上のものを備えていること。
2. 炎の高さ測定設備	2. 測定台（5 mm 間隔で水平に目盛を付けた垂直に立つ不燃性の板と不燃性材料で作られた風の影響を受けない装置）。
3. 恒温設備	3. 恒温装置（恒温室又は恒温槽であって、 $-10\pm 2^{\circ}\text{C}$ 、 $23\pm 2^{\circ}\text{C}$ 、 $40\pm 2^{\circ}\text{C}$ 、及び $65\pm 2^{\circ}\text{C}$ の温度を維持することが可能なもの）を備えていること。なお、 $40\pm 2^{\circ}\text{C}$ 及び $65\pm 2^{\circ}\text{C}$ の温度を維持することが可能なものにおいては、ガス又は蒸気が滞留しないように換気装置を備えていること。
4. 消化時間測定設備	4. 時計（測定精度が 0.1 秒以上のもの）を備えていること。
5. 質量測定設備	5. 質量計（測定精度が 0.1mg 以上で 0.2 kg まで測定することができるもの）を備えていること。
6. 燃料試験設備	6. ガスクロマトグラフ又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
7. 落下試験設備	7. コンクリート板及び高さ測定器（測定精度が 1 mm 以上で、 $1.5\pm 0.1\text{m}$ まで測定することができるもの）を備えていること。
8. 耐圧試験設備	8. 加圧試験機（3MPa 以上のゲージ圧力を加えることができるものであって、毎秒 69kPa を超えない速度で圧力を加えることができるもの）を備えていること。

表 3 : 型式区分

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
用途	(1) たばこ用のもの (2) その他のもの
高さ	(1) ポストミキシングバーナー式のもの (2) プリミキシングバーナー式のもの
点火方式	(1) やすり式のもの (2) 圧電素子を備えた直押し式のもの (3) 圧電素子を備えたスライド式のもの (4) その他のもの
意図しない点火を防止する方法	(1) 操作力によるもの (2) 操作方法によるもの
火炎の高さ調整機構	(1) できるもの (2) できないもの
燃料の再充てん	

表 4 : 型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請手数料</li> <li>消費生活用製品安全法に基づく第 2 号検査のデータ活用を行う場合 2,200 円/型式（税抜 2,000 円/型式）</li> <li>消費生活用製品安全法に関する費用は含まれておりません。直接委託検査機関にお問合せください。</li> </ul> <p>※外国からの送金時は税抜の手数料です。</p>	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT
委託検査機関	<p>◆ビューローベリタスジャパン株式会社 型式確認試験をご希望の場合、試験料金は、別途検査機関が指定する金額に基づいてお支払い下さい。</p>	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。

また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	<p>◆ビューローベリタスジャパン株式会社&lt; 消費材検査部門&gt; 〒244-0033 横浜市都筑区茅ヶ崎東 4-5-17 TEL 045-949-6311</p> <p>試料の送付先 Bureau Veritas Consumer Product Services (Shanghai) No. 639 Guangzhong Road, Zhuanqiao Town, Minhang, Shanghai, China TEL : +86 (21) 24166739</p>	<p>1 個/型式</p> <p>試料を送付する際は、 メモ添付等分かるよう にしてください</p>

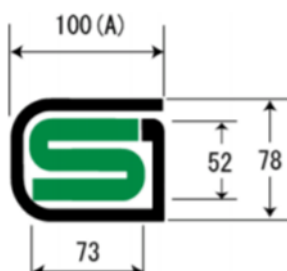
表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 3 年間
------------

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図 1 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図 1 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 3.5mm 以上です。</p> <p>色彩 : 二色又は単色とする。</p> <p>※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p>

	<p>指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p>このとき同時に表 8 の手数料を振り込んでください。</p> <p>手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p>
--	--

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	0.11 円/個 (税抜 0.1 円/個) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

なし
----

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更